

—記者発表資料—

平成25年6月4日
日本下水道事業団

低入札価格調査基準価格の改定について

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が一部改正されたことに伴い、JSにおいても建設工事における低入札価格調査基準の算定方法を以下のとおり改定することとしましたので、お知らせいたします。

低入札価格調査基準価格は、下記の各工種の算定価格に消費税率を乗じた金額とし、その金額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10、9/10を超える場合は9/10とします。

①土木工事

○直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費等×55%

②建築工事

○（直接工事費－現場管理費相当額^{※1}）×95%+共通仮設費×90%
+（現場管理費+現場管理費相当額^{※1}）×80%+一般管理費等×55%

※1 現場管理費相当額=直接工事費×10%

③機械・電気設備工事

○機器費×90%+直接工事費×95%+共通仮設費×90%
+（現場管理費+据付間接費+設計技術費）×80%+一般管理費等×55%

この改定は、平成25年6月4日以降に公告する工事に適用します。

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

○事業統括部 事業課長 松村 弘之

TEL 03-6361-7830

○経営企画部 法務・コンプライアンス課長 内笹井 徹

TEL 03-6361-7851